

奈良県民生委員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十六号

奈良県民生委員定数規則の一部を改正する規則

奈良県民生委員定数規則（平成二十六年十月奈良県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「一三九人」を「一四〇人」に、「二二二人」を「二二五人」に、「六〇人」を「六二人」に、「二〇人」を「一九人」に改める。

附 則

この規則は、令和四年十二月一日から施行する。